## 業務仕様書

## 1 業務名

データ分析に基づく少子化の要因調査・提案業務

## 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

## 3 業務の目的と概要

札幌市では、人口減少対策に取り組んでいくための計画として「第1期さっぽろ未来創生プラン(平成27年~令和元年度)」「第2期さっぽろ未来創生プラン(令和2年度~令和6年度)」を策定し、「質の高い雇用創出と魅力的な都市づくり」「結婚・出産・子育てを支える環境づくり」の実現に向けて各種施策を推進してきた。

現行のプランは令和6年度で計画期間が終了することから、切れ目のない施策推進のため、その後継となる新たなプランを策定する必要があるが、その策定に当たっては、少子化に関連する様々なデータを基に、札幌市の合計特殊出生率が他都市に比べて低位である理由等について分析を行い、効果的な施策の構築につなげていくことが重要である。

本業務は、札幌市および他都市に関する様々なデータ(出生率、有配偶者率、就業状況等)を用いて、データ間に有意な相関関係がないか、または、他都市と比較して特に高低のある項目・数値がないか等を調査分析するとともに、分析に基づく効果的な対策について提案を行うものである。

## 4 業務内容

- (1) 本市が低出生率である特有の要因や構造的課題に関する調査分析
  - ア 国勢調査や人口動態統計調査など、国および道、他自治体が公開している統計データ 等を活用し、必要な二次分析を行うとともに、他政令指定都市との比較分析を行い、本 市の少子化の特徴や課題等を整理する。

<想定する分析対象のデータ(一例)>

※経済関連(就業状況や賃金等)および結婚・子育て関連のデータを中心に分析

- ・15~49歳の女性の配偶関係(有配偶・未婚・離別・死別など)
- ・合計特殊出生率及び出生数(都市別・年齢階級別)
- ・都市別の女性の初婚年齢 ・15~49歳の女性人口の流出入
- ・女性の就業率や就業状況 ・産業別の就労者の分布 ・男女別の労働時間
- 都道府県別の失業率及び有効求人倍率女性の大学進学率
- ・子どものいる世帯の世帯構成 ・都市別の可処分所得
- ・都市別の住宅価格(住宅ローン残高)等
- イ 全国データしかない統計について、独自の推計を行う等、本市の状況把握に努める。
- ウ 調査分析を通じ、下記の分析結果を導き出すこと。なお、分析項目は下記に限らず、 受託者独自の視点を基にした分析も可能な限り行うこと。

- ○ある項目・数値と出生率の有意な相関関係
- ○ある項目・数値が他都市と比べて特徴的に低いまたは高い
- ○仮にこれらの項目・数値を他都市水準まで改善した場合、どれだけ出生率が上がるか
- (2)(1)の分析結果および国内外の事例を踏まえた効果的な少子化対策の提案
  - ア 分析結果に基づき、今後の本市にとって効果的と考えられる少子化対策の仮説を立て たうえで、他地域や海外の先進事例など、モデルケースとなる情報を収集・整理し、有 効な少子化対策について提案する。
  - イ なお、社会経済情勢や国の制度等を考慮し、本市において実現可能な事例に限る。
  - ウ また、国が法令等に基づき一律に実施するものではなく、市が実施主体として実行可能な施策を検討する。

### (3)報告書の作成

- ア (1)(2)をまとめた調査報告書を作成する。
- イ 特に(1)に関する部分については、他都市との比較や経年比較を行い、図表を多用する 等して、視覚的に分かりやすい形で作成する。
- ウ また、データ分析に関する専門的な用語・表現の使用をなるべく避け、分かりやすい 内容とすることに努める。
- エ 令和6年1月下旬頃を目途に中間報告を行うこと。

## 5 提出成果物

名称	提出期限	備考
調査報告書	令和6年3月15日	Word または PPT データで
調査報告書(概要版)	(金)	納品
業務に用いた基礎資料デ		Excel データで納品
ータ		

#### 6 業務完了報告

報告書が完成次第、調査報告書(概要版)等を用いて、委託者担当部局の職員に説明・ 報告する。

#### 7 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

# 8 その他特記事項

## (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

### (2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

## (3) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

#### (4) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

#### 9 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側 札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課(担当:林)

電話:011-211-2192 FAX:011-218-5109

E-mail: ki. kikaku@city. sapporo. jp